

高齢者福祉タクシー券の利用について

1. 利用範囲等

- ・利用するときは本人確認のできるもの(※)を携帯してください。
- ・利用できるのは、愛西市・津島市・弥富市・あま市・海部郡及び稲沢市内です。
- ・利用券の交付枚数は年度24枚です。(再交付はできません。)

※本人確認のできるもの

⇒保険証・マイナンバーカード・免許証・運転経歴証明書など

2. 福祉タクシー券の精算方法と補助の額

- ・福祉タクシーを利用する際は、タクシー乗車時に利用券1枚と本人確認のできるものを提示して下さい。
(補助の対象は、初乗り料金及びお迎え料金です。初乗り料金は普通車の距離制運賃が上限となりますので、福祉車両を利用する場合は事業者に補助金額を確認のうえ利用してください。)
- ・タクシー事業者によっては高齢者割引を実施している場合があります。詳しくは事業者にお問い合わせ下さい。

3. 次の場合には、利用券が無効になりますので、愛西市へ返却してください。

- ① 対象者が死亡したとき
- ② 愛西市から転出したとき
- ③ 利用券を他人に使用させたとき
- ④ その年度内に使用しなかった残りの利用券

お問い合わせ 愛西市役所 高齢福祉課 (0567)55-7116(ダイヤルイン)

利用できるタクシー会社は別紙をご覧ください